

第1863号  
令和7年6月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

◎最高裁判所裁判例要旨 (民事)	1
●複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが、同基準に反しないとされた事例	
(令和5年(行ヒ)第142号・令和7年2月17日 第二小法廷判決 破棄自判)	
◎記事	2
●叙位・叙勲（3月分、死亡者のみ）	
●人事異動（4月29日～5月20日）	
◎裁判所だより	3
●「本州最北端の裁判所」 (むつ簡易裁判所)	
◎法律等	4
●日本国と我が国以外の締約国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律について	



## 最高裁判所裁判例要旨

### 民事

- 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが、同基準に反しないとされた事例

|| 令和5年(行ヒ)第142号  
|| 令7・2・17二小判 破棄自判  
裁判集民272号本誌1858号

複数の構造により建築されている2棟の非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格がそれぞれ決定された場合において、上記各非木造家屋のうち、25階建てのものは、増築された部分を除く部分が、1階から5階までは鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、6階から25階までは鉄骨造で構成され、当該部分の合計床面積のうち少なくとも58%程度を鉄骨造の部分が占めており、地下1階付き9階建てのものは、地下1階から地上3階までは鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地上4階から9階までは鉄骨造で構成され、合計床面積のうち80%程度を鉄骨造の部分が占めているなど判示の事情の下では、上記の各決定に当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが、同基準に反するものということはできない。

(反対意見がある。)



## 記事

### ◎叙位・叙勲（3月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年3月、死亡者のみ）」  
のとおり

### ◎人事異動

#### 定年退官

徳島簡易裁判所判事 三木健治  
(4月29日)

#### 新潟地方・家庭裁判所判事

東京地方裁判所判事 伊藤孝至

#### 高知家庭・地方裁判所判事

神戸地方裁判所判事 植田類

#### 依頼退官

名古屋地方裁判所判事 生田大輔  
広島家庭・地方裁判所判事 札本智広  
東京簡易裁判所判事 脇本道治  
(以上4月30日)

#### 名古屋地方裁判所判事

東京家庭裁判所判事 砂古剛  
名古屋地方・家庭裁判所半田支部長 内山真理子

#### 名古屋地方・家庭裁判所半田支部長

名古屋地方・家庭裁判所一宮支部判事 高木健司

#### 仙台簡易裁判所判事

郡山簡易裁判所判事 佐藤裕義  
郡山簡易裁判所判事  
東京簡易裁判所判事 坂本正則  
(以上5月1日)

#### 定年退官

福岡高等裁判所判事 岸本寛成  
(5月2日)

#### 浜松簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 中山隆弘  
(5月7日)

#### 定年退官

福岡簡易裁判所判事 濑戸口洋治  
(5月9日)

#### 定年退官

広島高等裁判所岡山支部判事 柴田厚司  
(5月18日)

#### 広島高等裁判所岡山支部判事

さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部長 菱田泰信

さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部長

横浜地方・家庭裁判所小田原支部長

佐々木直人

横浜地方・家庭裁判所小田原支部長

東京高等裁判所判事

竹下雄

(以上5月19日)

熊本家庭裁判所長

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長

小野寺優子

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長

福岡地方・家庭裁判所判事

松葉佐隆之

福岡地方・家庭裁判所判事

福岡高等裁判所判事

三井教匡

依頼退官

熊本家庭裁判所長

矢数昌雄

(以上5月20日)



◎裁判所だより

### 「本州最北端の裁判所」

(むつ簡易裁判所)

むつ簡易裁判所は、戦後の昭和22年に設置され（当時の名称は田名部簡易裁判所）、太平洋・陸奥湾・津軽海峡という特徴が異なる3つの海に囲まれ、「まさかり」の形をした本州最北の下北地域の中心都市であるむつ市に所在しています。むつ市は、昭和34年に中心街のある旧田名部町と自衛隊基地のある旧大湊町が合併して大湊田名部市として誕生し、翌年に市名を「むつ市」に改称しました。今ではそれほど珍しくもなくなりましたが、ひらがな名の市の先駆けとなりました。下北半島は農林漁業が主な産業で、大間町のマグロは特に有名です。戦前から海軍基地がある旧大湊町は基地の町で、現在も海上自衛隊大湊地方隊が置かれています。日本のシャーマンと呼ばれることもある「イタコ」がいる「恐山」があることでも有名ですが、それ以外にも「仏ヶ浦」などの景勝地も数多くあり、平成28年には人と自然が生きる「大地の公園」であるジオパークに、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村の5市町村で取り組んできた下北ジオパークが認定されました。

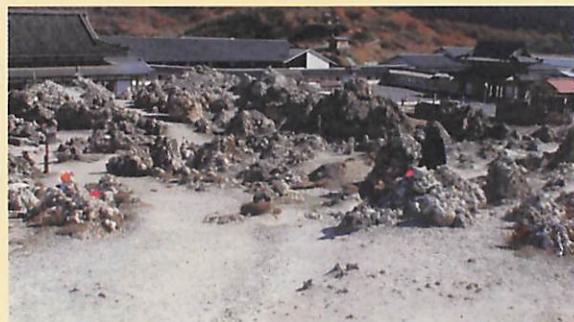


(写真は、むつ簡易裁判所序舎)

恐山は活火山で、現在も地面からガスや湯気が噴き出ており、死後の世界のような風景が広がります。「賽の河原」で石を積み、「三途の川」を渡り、「血の池地獄」、「無間地獄」を巡った後に、極楽浄土と思わせる美しい「極楽浜」へと歩みを進めることができます。「現世」と「あの世」を巡ることができます。

恐山はシーズンを通じて賑わっていますが、毎年7月20日から24日に開かれる「恐山大祭」と10月の秋詣りの期間を除いては、死者の口寄せをする「イタコ」の皆さんに、いつも会えるわけではないことに

注意が必要です。生糸の関西人の御先祖様が、なぜか津軽弁で語りかけてくるのを御愛嬌と受け止められる方は、御靈の声を聞くために一度訪れてはいかがでしょうか。



(写真は、恐山菩提寺と無間地獄)

むつ簡易裁判所の管轄区域は、下北半島の「まさかり」の大部分を占めます。裁判所は、JR大湊線の下北駅から1.5キロメートルほどの場所に立地していますが、下北半島内には鉄路が通じていません。厳しい自然環境に置かれ、交通網の整備が十分ではない広大な管轄を有するむつ簡易裁判所は、これまで利用の便が悪いことは否めませんでした。しかし、デジタル化により、工夫次第でその制約を改善できるチャンスが訪れました。本州最北端の裁判所として職員で力を合わせ、当事者にとって利用しやすい裁判所を目指していきます。



(写真は、極楽浜と宇曽利湖)

法

律

等

『日本國の自衛隊と我が國以外の締約國の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本國と我が國以外の締約國との間の協定の実施に関する法律について』

(令和七年四月二三日公布 法律第二六号)

標記の法律（令和七年法律第二十六号）が、令和七年四月二十三日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

この法律は、防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に關し共通して必要な事項を定める必要があることを理由として公布されたものです。

（法文及び新旧対照条文は、令和七年五月一六日付け最高裁刑三第二五九号で通知したとおりです。）

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和 7 年 3 月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会副会長	武 田 安紀彦	3. 2	正五位
元最高裁判所判事	古 田 佑 紀	3. 20	正三位
元宮崎検察審査会事務局長	佐 藤 虎 男	3. 23	従五位 瑞双
元静岡簡易裁判所判事	望 月 義 昭	3. 31	従四位
元大阪地方裁判所民事首席書記官	安 村 義 弘	3. 31	正五位 瑞小